

権利行使態様の多様化を踏まえた
特許権の効力の在り方に関する
調査研究報告書

平成23年2月

財団法人 知的財産研究所

7. 台湾

理律法律事務所

パートナー 弁護士 李文傑

(1) 差止請求権の根拠及び法的性質

(i) 専利法¹

発明特許権が侵害を受けた場合、発明特許権者は損害賠償を請求することができるほか、侵害の排除も請求することができる。侵害のおそれがある場合は、その防止を請求することができる（専利法第 84 条第 1 項）。実用新案権、意匠権については、それぞれ専利法第 108 条、第 129 条により、第 84 条を準用し差止請求権を行使することができる。

専利権は、無体財産権又は準物権と認められ、それらの権利が有する「排他権」という性質によって、専利権が侵害され又は侵害のおそれがある場合、侵害排除あるいは侵害防止を請求することができる。つまり、侵害があった場合は、当該請求権をもって侵害者に対し侵害行為の中止を請求することができる。現実の侵害ではなく、侵害のおそれがある場合は、侵害のおそれのある客観的な事実があれば、侵害防止を請求することができる。なお、侵害の差止請求権は、侵害者の故意又は過失を前提とせず、権利侵害又は侵害のおそれという事実さえあれば十分である。

(i i) 民事訴訟法及び知的財産案件審理法

専利権の侵害があり、又は侵害のおそれがある場合、専利権者は侵害訴訟を起こすことはできるものの、判決の確定には時間がかかるので、権利侵害という判決が確定するまでは、侵害行為を停止させるために、「仮処分」を申し立てることができる。また、2003 年の民事訴訟法改正により、「仮の地位を定める仮処分」が認められるようになり、これも、専利権者が被疑侵害者による侵害行為の差止めを目的とする仮処分を請求する際の根拠となっている。専利権が侵害された場合、訴訟を提起して、勝訴判決を得たとしても、判決が確定されるまでには、相当な時間がかかるので、仮の地位を定める仮処分の申立てを通じて、差止請求権を実現させることは可能で、現実にかようなケースは少なくない。

仮処分を含む保全手続に関しては、これまで民事訴訟法及び同施行細則などに規定されていたが、2008 年 7 月 1 日に「知的財産裁判所組織法」及び「知的財産案件審理法」が施

¹ 中国語の「専利」には、発明特許、実用新案、意匠が含まれるため、以下、これら全てを含む場合には「専利」とする。

行されて以降、知的財産権に関する訴訟手続には、優先的に前記二法が適用されることとなった。

(2) 差止が認められるための要件

(i) 請求権の主体

差止請求権の主体となるのは、専利権者である。また、契約に別段の合意がなければ、「専用実施権者」も差止請求権を行使することができる。これに対し、通常実施権者は、この権利を有しない。なお、専用実施権の登記は、専利法第 59 条により、専用実施権の成立要件ではなく対抗要件である。即ち、専利権者が、他人に専用実施権を与える場合、主務官庁に登記しなければ、第三者に対抗することができない。実務において、専利権侵害者が専利法第 59 条を根拠とし、実施権の設定登録がされていないので、専用実施権者は専利権侵害者に訴えを提起できないと主張したケースがあった。この問題に関し、実務上の見解によれば、専利権侵害者は専利法第 59 条により保護されるべき第三者ではないため、専用実施権について登記しなくても、契約に別段の合意がなければ、専用実施権者は依然として専利権侵害者に対し、権利を行使できるとされている²。

また、ここでいう「専用実施権者」が専利権者の実施までを排除できる権利を有するかどうかについては、現行の専利法には特に規定されていないが、裁判例では、専利権者の実施までを排除できる実施権者に限定されると認められる傾向がある。また、専利法の改正案第 64 条には「専用実施権者は授権した範囲において、専利権者と第三者が発明を実施することを排除することができる」という条文が追加されているので、台湾の「専用実施権者」は、日本の特許法における専用実施権者に近いものと考えられる。

(i i) 差止請求権の発生要件

差止請求権の成立要件は、①専利権などの権利が有効であること、②権利の侵害があること、又は侵害のおそれのある客観的な事実があること、の 2 点である。例えば、専利権者の同意を得ずに製造された製品が既に市場に流通してしまった場合、専利権者は当該製品の製造、販売を停止するよう請求することができる。また、現実の侵害が発生していないものの、侵害製品の製造に備える機械、原料の購入が整い、侵害製品の製造、販売、輸入を行う可能性が客観的に高い場合、専利権者は前記一連の準備行為を停止するよう請求することができる。民事訴訟法第 277 条前段の規定により、自己に有利な事実を主張する

² 司法院 2009 年度知的財産法律座談会提案及び研究結果民事訴訟類第 9 号、第 17 号

当事者は、その事実に関する立証の責任を負うので、訴訟を提起し、差止請求権を行使する場合、専利権者は前述の成立要件に関し立証しなければならない。

前述のとおり、差止請求権の主張は、侵害者の故意又は過失を前提としないので、侵害が故意又は過失によるものであることを立証する必要はない。また、差止請求権は損害を填補することを目的とするものではなく、侵害を排除する又は防止することを目的とするものであるので、侵害行為によって損害が発生していることを立証する必要もない。

一方、仮の地位を定める仮処分を申し立てる場合、必要性和緊急性などの構成要件については、証明でなく、「疎明」で十分である。疎明とは、ある事実の存在又は不存在について、訴訟法上、当事者が確からしいという推測を裁判官に生じさせること、又は、これに基づいて裁判官が一応の推測を得た状態のことをいう。知的財産案件審理法第 22 条により、仮の地位を定める仮処分を申し立てた場合、申立人は、その紛争の法律関係、重大な損害の発生を防止するため又は差し迫った危険を回避するため又はその他類似の状況を有するために必要となる事実について、疎明しなければならない。その疎明に不足がある場合、裁判所は申立てを却下しなければならない。即ち、申立人は「紛争の法律関係があること」及び「保全手続をとる必要があること」を裁判所に説明しなければならない。

また、知的財産案件には、特殊性があるため、民事訴訟法に定める一般保全手続規定とは異なる部分を有する。即ち、知的財産案件については、疎明の不足を担保の提供をもって代えることはできない。また、申立ての理由を疎明したとしても、裁判所は依然として申立人に担保の提供を命ずることができ、担保が提供された後に、仮の地位を定める仮処分を下す。

(3) 差止めの執行

差止めの執行は、差止めを認める判決が確定して初めてなされる。判決が確定し、強制執行が申し立てられた場合、強制執行法第 6 条により、申立人は判決書正本、判決の確定証明書又は各審級の判決書正本を提出しなければならない。その執行方法は、不作為を目的とする不作為請求権の執行方法による³。

一方、一定行為を禁止する不作為を命ずる仮処分の決定は、当該決定が申立人に送達された後、申立人は強制執行の申立てをすることができる。なお、強制執行法第 132 条により、申立人が仮処分の決定を受けてから 30 日以内に強制執行の申立てをしなければ、執行することができなくなる。また、知的財産案件審理法第 22 条により、決定を受けてから 30 日以内に、申立人が本案訴訟を提起しなければ、裁判所は請求又は職権により当該決定を取り消すことができる。他方、侵害者は、仮処分の決定に対し異議を申し立てることが

³ 強制執行法第 129 条

できるので、民事訴訟法第 491 条によれば、抗告がある場合、裁判所は仮処分の強制執行を停止することができる。また、民事訴訟法第 536 条によれば、侵害者は一定担保金の供託を条件として、仮処分を解消するよう裁判所に申し立てることもできる。

他の法律に特別の定めがある場合を除き、強制執行が開始された後、停止されることはないが⁴、債権者（強制執行の申立人）の同意を得た場合は、執行を遅らせることができる⁵。なお、実務において、差止めの執行は侵害防止対策として有効かつ直接的な方法であるので、債権者が執行を遅らせることに同意することはないと思われる。

（４） 差止が認められない理由及び裁判例

（i） 侵害訴訟における差止めの請求に関する認定

侵害訴訟において、権利者が侵害行為の排除を請求する場合、被告の行為が専利権の侵害を構成し、また専利権が有効であると裁判所が一旦認定すれば、ほとんどの場合、裁判所は権利者の請求を認め、当該権利を侵害する製品の製造、販売、使用などの行為を停止するよう被告に命じる（例：板橋地方裁判所 93 年度智字第 48 号民事裁判、台北地方裁判所 93 年度智字第 77 号民事裁判）。

一方、裁判所が「係争物品が原告の権利範囲（クレーム）に入っていない」、「係争権利は進歩性（又は新規性など特許、意匠、実用新案の登録要件）を具えない」と認定した場合、当然ながら権利者による差止請求は認められない（例：知的財産裁判所 98 年度民専訴字第 74 号裁判、知的財産裁判所 98 年度民専上字第 12 号裁判など）。

また、台北地方裁判所 95 年度智字第 126 号民事裁判によれば、差止請求が認められなかった理由は、「過去、被告が確かに係争製品を販売したが、現在、被告が係争製品の在庫品を有し、販売を続けている又は続けるおそれがあることを証明できる証拠がない」というものである。即ち、当該判決によれば、裁判所が差止めを認めるか否かを判断する際には、現に侵害行為が継続しているか否かが考慮すべき要素の 1 つとなっていることがわかる。最高裁判所 97 年度台上字第 365 号民事判決、台北地方裁判所 94 年度智字第 28 号民事判決も同じ見解を採っている。また、最高裁判所 84 年度台上字第 2086 号民事判決によれば、権利の行使は、信義則に違反してはならない。

なお、原告が被告による権利の侵害を立証したにもかかわらず、差止請求が認められなかった裁判例はない。

⁴ 強制執行法第 18 条

⁵ 強制執行法第 10 条

(i i) 仮の地位を定める仮処分の申立てを認めるか否かの斟酌基準

実務上、訴訟を提起する前に、権利者はよく、被疑侵害者による製造及び販売などの行為をやめさせ、仮の地位を定める仮処分を申し立てる。なお、知的財産権に係る製品、特に半導体などのハイテク産業製品の市場におけるライフサイクルは極めて短く、商業チャンスはごく短期間であり、いったん裁判所から製造、販売などの行為の停止を命じられると、たとえ本案訴訟で勝訴判決を受けるにしても、製品は淘汰され、メーカーは市場からの撤退を余儀なくされるという不利な結果に至ることが多く、その影響は極めて重大である。そのため、知的財産案件の特性に配慮して、仮の地位を定める仮処分の要件につき、知的財産裁判所は、より厳しい態度をとっている。

知的財産案件審理細則第 37 条によると、裁判所は、仮の地位を定める仮処分の申立てを審理するとき、仮の地位を定める必要性につき、以下の事項を斟酌しなければならない。

- ①将来、申立人が勝訴する可能性（権利の有効性及び権利侵害の事実を含む。）
- ②裁判所が仮の地位を定める仮処分を許可しない場合、申立人が補填不能な損害を受けるか否か
- ③申立ての許可、不許可が双方に及ぼす損害の程度
- ④公益（医薬品の安全や環境問題等）に対して如何なる影響をもたらすか

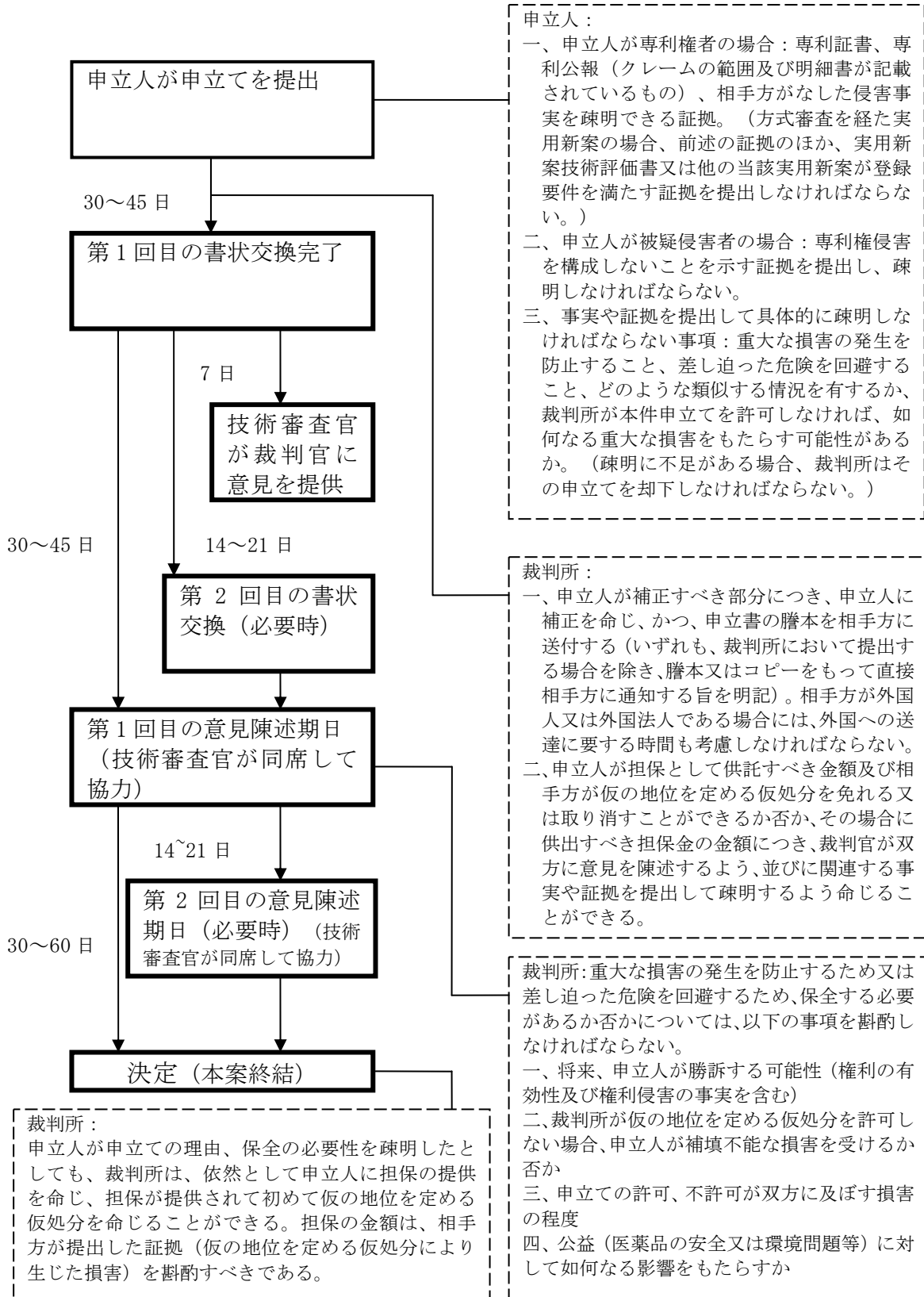
また、知的財産裁判所により公布された「知的財産民事事件における仮の地位を定める仮処分の審理モデル」⁶は、以下のとおりである。

⁶ 知的財産裁判所のホームページ：

http://ipc.judicial.gov.tw/ipr_internet/index.php?option=com_content&view=article&id=62&catid=52:2011-01-04-01-50-21&Itemid=373 [最終アクセス日：2011年1月21日]

知的財産民事事件における仮の地位を定める仮処分の審理モデル（専利権侵害事件を例として）

※各手続に要する時間は参考として提供するものであり、実際に要する時間は個別案件の状況による。



(5) 差止が認められなかった場合の金銭的賠償

専利権は「排他権」であるという点からみて、権利侵害が発生した場合、侵害行為の停止、排除を請求できるほか、侵害が現に発生しなくても、将来発生するであろうことを証明できれば、この発生するであろう侵害の防止を請求することもできる。この侵害排除や侵害防止は侵害者の故意又は過失を前提としない。それに対し、損害賠償請求権は侵害行為により生じた損害を補填することを目的とするものであり、侵害による損害があったことを立証しない限り、請求することができず、しかも侵害者の故意又は過失を前提とする。よって、現時点で未だ発生していない、将来発生するであろう損害につき、賠償を請求することはできない。過去の裁判例を調べたところでも、将来の金銭的賠償を命じた裁判例はない。

(6) 差止請求権の制限と強制実施権との関係、及び TRIPS 協定等との関係

(i) 強制実施権

TRIPS 協定の規定に従い、台湾の専利法にも強制実施権に関する規定が設けられている。専利法第 76 条 8 によると、国家の緊急事態への対応又は公益の増進など、一定の要件を満たした場合、専利主務官庁は、請求により当該申請者に特許権の強制実施を許可することができる。強制実施の制度は、特許権だけに適用され、実用新案権と意匠権には適用されない。

専利法第 76 条に定められる要件を満たせば、強制実施の申立てを行うことができるので、侵害訴訟の係争中であっても、当該条項に基づき強制実施の申立てを行うことができる。なお、過去の裁判例を調べたところ、係争中の侵害訴訟において、被告が強制実施の申立てを行い、それを理由として抗弁した裁判例はない。

また、実務において、強制実施を許可した例が 1 つだけある。それは、2005 年 12 月に知的財産局が行政処分により行政院衛生署に鳥インフルエンザの予防及び治療医薬品の特許技術の強制ライセンスを許可したケースであり、これは、世界で初めて H5N1 型鳥インフルエンザに対抗するためという条件付で特許強制実施の方式により当該薬品の製造に実施したケースとなった。

(i i) TRIPS 協定

差止請求について TRIPS 協定との関連で言及した過去の裁判例を以下に示す。

① 台湾高等裁判所 95 年度抗字第 1496 号民事決定⁷

本件は、フランスの会社が台湾の会社を相手に仮の地位を定める仮処分を申し立てた事件である。当該台湾会社に特定の侵害製品の販売、販売の申込み、使用などの行為の禁止が命じられたことに対し、台湾会社が「専利法により、中華民國の国民が外国において同等の権利を享受することができる場合に限り、当該外国の法人は民事訴訟を提起することができるので、本件のフランス会社はそれについて立証しなければならない」と反論し、当該フランス会社が仮処分を申し立てる資格について疑義を呈した。最終的に裁判所は、次の見解を採り、TRIPS 協定の加盟国の国民が台湾において特許訴訟を提起する、又は仮の地位を定める仮処分を申し立てる資格を認めた。

当該決定の概要：世界貿易機関（WTO）は、知的財産権の保護につき、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Trade Related Aspect of Intellectual Property Rights、以下「TRIPS 協定」という。）」を定めており、TRIPS 協定第 1 条の規定によると、WTO 加盟国は、均しく当該協定の内容に従わなければならない、フランスと台湾は、それぞれ 1995 年 1 月 1 日、2002 年 1 月 1 日に世界貿易機関へ加入したので、当然、TRIPS 協定の内容を遵守しなければならない。TRIPS 協定第 42 条には、「加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法救済手続を権利者に提供する。(Members shall make available to right holders civil judicial procedures concerning the enforcement of any intellectual property right covered by this Agreement.)」と定めており、また、TRIPS 協定第 1 条及び第 27 条の規定によると、専利権は当該協定が取り上げた知的財産権の分野にも含まれているので、前記 TRIPS 協定の規定により、当然、フランスは台湾国民にフランスにおいて特許訴訟を提起する権利を与えなければならない。当該協定により、フランス会社は台湾で特許訴訟を提起する、又は本件につき仮処分を申し立てることができる。

② 台北地方裁判所 95 年度智字第 126 号民事裁判

本件は、前記事件の本案訴訟であり、当事者は前述の当事者と同一であった。当該フランス会社は、当該台湾会社が専利権を侵害していると主張し、侵害行為の差止めと損害賠償を請求した。本件において、被告である当該台湾会社は、前記「当事者能力、適格」に関する争いを理由として反論したものの、裁判所は前記の見解を採り、原告の当事者能力を認め、また当事者として適格であることを認定した。

(7) 専利権行使の状況（統計データ）

⁷ 調査の結果、本事例のほかにも、TRIPS 協定（特に第 44、30、31 条について）に言及した裁判例は見出せなかった。

(i) 司法院のデータベース

下表は、司法院のデータベース⁸に基づく2005年～2009年における各年度の専利権紛争事件終結件数の統計データである。

2005年～2009年、専利権紛争事件の終結件数（単位：件）

年度	2005	2006	2007	2008	2009
第一審（地方裁判所）	178	273	189	239	180
第二審（高等裁判所）	57	68	75	56	28
第三審（最高裁判所）	10	34	26	28	34

(ii) 知的財産裁判所のデータベース

2008年7月1日に知的財産裁判所が設立され、専利権を含む知的財産権に関する第一、二審の民事訴訟案件は、知的財産裁判所の管轄となった。下表は、知的財産裁判所⁹のデータベースに基づく2008年7月～2010年11月における専利権紛争事件の終結件数、及び仮の地位を定める仮処分の事件件数に関する統計データである。

2008年7月～2010年11月、専利権紛争事件の終結件数

年度	2008年7月～ 2008年12月	2009年1月～ 2009年12月	2010年1月～ 2010年11月
第一審（知的財産裁判所）	11	132	204
第二審（知的財産裁判所）	14	59	83

2008年7月～2010年11月における仮処分及び仮の地位を定める仮処分の終結件数

民事第一審	終結件数	許可	取下	棄却	その他
仮の地位を定める仮処分	27	4.5	9	10.5	3*
仮処分	8	3	1	3	1

注：1. 許可件数＝許可＋（一部許可／2）
2. 棄却件数＝棄却＋（一部棄却／2）
*：管轄転移と和解

⁸ 司法院のデータベース：<http://www.judicial.gov.tw/juds/index1.htm> [最終アクセス日：2011年1月19日]

⁹ 知的財産裁判所のデータベース：http://ipc.judicial.gov.tw/ipr_internet/index.php [最終アクセス日：2011年1月19日]

また、専利権者の勝訴率に関する統計データについては、知的財産裁判所のデータベースでは公表されていないが、2010年9月25日に行われた「専利有効性認定基準セミナー」において、同裁判所の裁判官より、以下のデータが提供された。

2008.7.1～2010.7.31	勝訴率	終結件数	勝訴件数		
			合計	勝訴	一部勝訴
民事第一審訴訟、専利権案	4.51%	255	11	5	13
注：1. 勝訴件数＝勝訴＋（一部勝訴／2）					
2. 勝訴率＝勝訴件数／終結件数＊100					

2008.7.1～2010.7.31	破棄率	終結件数	破棄件数		
			合計	全部破棄	一部破棄
民事第二審訴訟、専利権案	11.02%	118	13	8	10
注：1. 破棄件数＝全部破棄＋（一部破棄／2）					
2. 破棄率＝破棄件数／終結件数＊100					

(8) 裁判所に提起する方法以外に差止めを請求する手段

知的財産権の保護策の一環として、台湾の税関では、商標権、著作権、専利権を侵害する物品（以下「侵害物品」という。）に対し、輸出入差止措置がとられている。知的財産権の侵害物品は、関税法第15条により輸入することができない。輸出入差止措置の実施は、侵害された権利の種類により手続が異なり、専利権に係る侵害物品の差止めは、まず権利者が裁判所より当該侵害物品の輸出入を差し止める旨の仮処分を得なければならない。この仮処分を得た後、専利権者が専利侵害に係る輸出入メーカーの名称、貨物の名称、輸出入の税関及び期日、飛行機（船舶）の便名、コンテナ番号、貨物の保管場所及びその他関連する具体的な情報を税関に提出すれば、侵害物品の輸出入差止を申し立てることができる。

資料 I

海外調查結果 資料 7 台湾

依頼先：萬國法律事務所

質問票（特許権による差止めに関する調査） ～台湾～

Q1-1-1（根拠条文又は判例など）

特許権の侵害が継続しているか又は継続するおそれがある場合に、特許権者が侵害の差止めを請求し得る法律上の根拠は、台湾特許法第84条であると理解しています。この理解は正しいですか。正しくない場合、誤っている点について法的根拠（条文、判例など）と共に説明してください。

正しい

正しくない（以下に説明してください）

発明特許の特許権者又は専用実施権者が侵害の差止めを請求し得る法律上の根拠は専利法第84条であり、実用新案については専利法第108条、第84条を準用、意匠特許については専利法第129条、第84条を準用し、基本的には何れも専利法第84条を差止請求の法的根拠とします。専利法第84条により請求したものは永久差止めとなります。

Q1-1-2（その他の根拠条文）

台湾特許法第84条以外に、特許権の侵害を受けた場合の、差止めに関する規定はありますか。あれば、その差止めの法的性質について法的根拠（条文、判例など）と共に説明してください。また、その規定が、台湾特許法第84条と、どのような差異（要件、効力など）を有しているのかも説明してください。

はい（以下に説明してください）

いいえ

台湾専利法第84条以外に、知的財産案件審理法第22条に暫定的な侵害の差止請求の規定があります。暫定的な侵害の差止請求は、仮処分又は暫定的な状態を定める処分（日本でいう「仮の地位を定める処分」に相当）の一種類であり、裁判所が裁定することができます。知的財産案件審理法第22条及び知的財産案件審理細則第36条により、暫定的な侵害の差止請求は、起訴前又は起訴後に行うことができ、起訴前に提出する場合、係属すべき裁判所に請求し、起訴後は本案訴訟の係属している裁判所に請求しなければなりません。但し、本案訴訟が最高裁判所に係属している場合、原係属の第一審裁判所に請求しなければなりません。また、暫定的な差止請求の処分が請求人に送達された日から30日以内に起訴しなかった場合、裁判所は請求、又は職権により、取消することができます。暫定的な差止請求の裁定は、最初から不当又は債権者の請求、若しくは請求人が30日以内に起訴していないことにより裁判所が取消したときは、請求人は相手方が処分によって受けた損害を賠償しなければなりません。

Q 1-2-1 (差止めが認められるための要件 1)

上記Q 1-1-1 又はQ 1-1-2 の規定に基づいて、差止めを請求する場合、侵害行為がなされていることを、特許権者が立証する必要がありますか。法的根拠(条文、判例など)と共に説明してください。

■はい(以下に説明してください)

□いいえ

上記Q 1-1-1 の規定に基づいて永久差止めを請求する場合、民事訴訟法第277条の前段規定「自己に有利な事実を主張する当事者は、その事実に関して立証の責任を負う。」により、特許権者は権利侵害者がその特許権を侵害した行為事実を立証しなければなりません。

上記Q 1-1-2 の規定に基づいて暫定的な差止を請求する場合、知的財産案件審理法第22条第2項「暫定的な状態を定める処分の申立てをするときは、申立人はその争う法律関係について、重大な損失の発生を防ぎ、又は緊迫の危険を避けるためにその他これらに類する場合において必要がある事実を疎明しなければならない。その疎明が不十分なときは、裁判所は申立を棄却しなければならない」の規定により、特許権者も当該特許は権利侵害者に侵害された事実に対し立証して疎明しなければなりません。但し、「疎明」の事実を立証する確信の度合いは「証明」より低いです。

Q 1-2-2 (差止めが認められるための要件 2)

上記Q 1-1-1 又はQ 1-1-2 の規定に基づいて、差止めを請求する場合、侵害行為によって特許権者に損害が発生していることを、特許権者が立証する必要がありますか。法的根拠(条文、判例など)と共に説明してください。

■はい(以下に説明してください)

□いいえ

上記Q 1-1-1 の規定に基づいて永久差止めを請求する場合、専利法第84条の後段に「発明特許権が侵害されたときは、特許権者は…その侵害を排除することを請求することができる。侵害の虞があるときは、その防止を請求することができる。」と規定されており、このような侵害排除請求権及び侵害防止請求権の目的は、特許の侵害行為又は侵害行為による侵害状態を賠償又は防止することであり、特許権者の損害を填補することを目的とするものではありません。従って、たとえ特許権は侵害の虞がある又は侵害されたとき、損害が生じていなくても、差止めを請求することができ、侵害行為により損害を受けたことを立証する必要はありません。

上記Q 1-1-2 の規定に基づいて暫定的な差止を請求する場合、知的財産案件審理法第22条第2項に請求人は、「争う法律関係について、重大な損失の発生を防ぎ、又は緊迫の危険を避けるためにその他これらに類する場合において必要がある事実」を疎明しなければならないと規定されているため、重大な損害の危険又はその他類似状況があることを疎明すれば良く、損害が生じることを要件としておりません。

Q 1-2-3 (差止めが認められるための要件 3)

上記Q 1-1-1又はQ 1-1-2の規定に基づいて、差止めを請求する場合、上記Q 1-2-1、Q 1-2-2に示した事項以外に、特許権者が立証すべき事項はありますか。あれば、法的根拠(条文、判例など)と共に説明してください。

はい(以下に説明してください) いいえ

上記Q 1-1-1の規定に基づいて、永久差止めを請求する場合、上記Q 1-2-1、Q 1-2-2に示した事項以外に、民事訴訟法第 277 条前段の「自己に有利な事実を主張する当事者は、その事実に関して立証の責任を負う。」との規定により、特許権者はその特許権が存在する証明(特許証書等)を提出しなければなりません。被告が特許無効を主張する際、立証責任は被告にあり、特許権者は立証する必要がありません。

上記Q 1-1-2の規定に基づいて、暫定的な差止を請求する場合、上記Q 1-2-1、Q 1-2-2に示した事項及びその特許権が存在する証明(特許証書等)を提出する他、請求人は知的財産案件審理法第 22 条の規定により、差止請求が「重大な損失の発生を防ぎ、又は緊迫の危険を避けるためにその他これらに類する場合において必要がある事実」であることを疎明しなければならず、即ち、「その争う法律関係」と「保全の必要性」を疎明しなければなりません。また、知的財産案件審理細則第 37 条に、「請求人が紛争のある知的財産法律関係につき、暫定的な状態を定める仮処分を申し立てる場合、当該法律関係の存在及び暫定的な状態を定めることが必要であることを疎明しなければならない。疎明不足の場合、その請求は却下され、担保の提供又は担保をもって疎明不足を補うことができない。」「請求人が既に前項につき疎明したとしても、裁判所が暫定的な状態を定める仮処分の裁定を下す時に、請求人に相当な担保を提供するよう命じることができる。」「裁判所が仮の地位を定める仮処分の申立てを審理するに当たり、保全の必要性につき、申立人の将来の勝訴可能性、申立ての許可又は却下が申立人又は相手方に対して補償できない損害を与えるか否かを斟酌し、並びに双方の損害程度及び公衆の利益への影響を比較判断しなければならない。」「前項にいう将来の勝訴可能性とは、当事者が知的財産権を取消す又は廃止すべき理由があると主張又は抗弁し、相当な挙証を行い、裁判所が取消す又は廃止の可能性が高いと認めた場合、知的財産権者にとって不利な裁定を下さなければならない。」との規定があるため、たとえ請求人が既に暫定的な差止を請求する理由につき疎明したとしても、裁判所が請求人に相当な担保を提供するよう命じてから、暫定的な状態を定める仮処分の裁定(即ち暫定的な差止請求)を下すことができます。

Q 1-3-1 (機関 1)

上記Q 1-1-1又はQ 1-1-2の規定に基づく差止めの要求は、裁判所(法院)のみに提起するのでしょうか。それとも、行政機関(例えば、査禁做

冒商品小組、法務部調査局、公平公易委員会など)にも提起することができるのでしょうか。その法的根拠(条文又は判例など)と共に説明してください。

はい(請求する機関名及びその法的根拠を説明してください。)

いいえ

知的財産案件審理法第22条に「仮差押、仮処分又は暫定的な状態を定める処分の申し立ては、起訴前には係属すべき裁判所にこれをし、起訴後においては係属中の裁判所にこれをする。」との規定があり、また、永久差止めは裁判所の判決の一種であるため、裁判所の判決又は裁定として下され、その他行政機関は差止めの請求及び発行を受け入れる権利がありません。

Q1-3-2 (機関2)

上記Q1-3-1の回答が「はい」である場合、差止めの請求を裁判所(法院)に提起することと、裁判所(法院)以外の機関に紛争解決を求めることは、同時にすることができるのでしょうか。同時にできない場合は、当事者が選択するのでしょうか。

はい

いいえ

Q1-4-1 (差止めの執行1)

差止めの請求を認める判決が確定した場合、その判決はどのような手続で執行されますか。判決から執行までの猶予期間は規定されていますか。規定されているならば、その猶予期間を、その法的根拠(条文など)と共に説明してください。特許権者又は、被疑侵害者がその猶予期間の短縮又は伸長を請求することが可能かどうかも含め、説明してください。

永久差止めの請求を認める判決が確定してから、「確定の終局判決原本と共に確定証明書又は各審級の判決原本」を提出しなければなりません(強制執行法第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号)。判決から執行までの猶予期間はございません。暫定的な差止請求が裁定されてから、裁判の確定を待つ必要が無く、請求人は当該裁判の原本(強制執行法第4条第1項第2号及び第6条第1項第2号)を提出して裁判所に強制執行を申し立てることができます。判決から執行までの猶予期間はないものの、ご留意しなければならないのは、起訴前に請求して取得した暫定的な差止め処分が請求人に送達された日から30日以内に、起訴しなければ、裁判所は請求又は職権によりこれを取消することができます。また、暫定的な差止請求の裁定は、最初から不当又は債権者の請求、若しくは請求人は30日以内に起訴していないことにより裁判所が取消したときは、請求人は相手方が処分によって受けた損害を賠償しなければなりません。

Q 1-4-2 (差止めの執行 2)

差止めの請求を認める判決がなされた場合であって、当該判決について、上訴がなされ裁判が係属し、差し止めを命じる判決が未だ確定していない段階では、差止めは執行されますか。

例えば、下級審における差止判決を上級審が執行停止にした場合には執行が停止される、下級審判決は確定するまで執行されないので上訴がなされた場合には執行はされない、下級審が仮執行を命ずる判決に対して上訴がなされた場合にも上級審が執行停止にした場合には執行が停止される等、法制度上、どのように執行されるのかについても説明してください。

はい

いいえ

■どちらの場合もある。(どのような場合に差止めが執行され、どのような場合に執行されないのかを説明してください。)

裁判所で永久差止めを認める判決が出された場合、当該判決に対し上訴がなされ判決が未だ確定していない段階では、差止めは執行されません。(仮執行は通常損害賠償請求に対する執行を認容されますが、差止めが確定しなければなりません)。

暫定的な状態を定める仮処分の裁定(即ち暫定的な差止請求)の場合では、当該裁定に対し抗告が提起され、裁定が未だ確定していない段階でも、暫定的な差止処分は執行されます。

Q 2-1 (差止請求の認否に関する裁量権)

台湾特許法第84条に基づく差止めの要求を認めるか否かについて、裁判所(法院)が裁量権を有していますか。差止請求についての法律上の要件を満たしていてもなお、裁判所の裁量により、差止命令を発しないことはできますか。そうであれば、その法的根拠(条文又は裁判例など)と共に説明してください。

はい(以下に説明してください)

■いいえ

裁判所が被告の行為が特許権侵害を構成すると一旦認めた又は権利侵害が未だ発生していなくても既存する危険な現状から判断して権利侵害の虞があり事前防止が必要と認めた場合は、何れも差止請求が認められます。

法律上、差止め請求権は特許権者の排他権であり、特許権の範囲に入り、民法148条(権利行使が公共利益を違反し、或は他人に損害を与えることが主な目的であるとしてはない)に違反しない限り、裁判所は差止め命令を発しなければならない。

Q 2-2 (差止請求を認めない裁判例の有無)

これまで、特許権の侵害が立証されたにもかかわらず、差止めの請求が認められなかった裁判例はありますか。

- はい（差止めが認められなかった裁判例がある） Q 2-3-1 に進んでください。
- いいえ（差止めが認められなかった裁判例はない） Q 2-3-2 に進んでください。

特許権の侵害が立証された場合において、差止請求が認められなかった裁判例は未だありません。

Q 2-3-1（裁判例 1）

特許権に対する侵害が継続しているか又は継続するおそれがある場合に、差止め請求を裁判所（法院）が認めなかった裁判例において、以下の要素（A～N）が考慮されていますか。考慮された要素があれば、□にチェックを入れ、どの裁判例において、当該要素が考慮されたのかを説明してください。裁判例が複数ある場合、複数挙げてください。

- A 特許権者の請求が基づいている特許権の価値に比して、特許権者が実質的に得ようとしている利益が多い
- B 特許権者の特許発明実施状況（製造業者かどうか、特許発明を実施しているか、競合製品を販売しているか、ライセンス供与をしているか、適正な条件でのライセンス供与の意思があるかどうか等）
- C 特許権者の主観的態様（差止請求の目的（金銭的賠償目的又は加害目的）等）
- D 侵害者の主観的態様（特許権侵害についての故意又は過失）
- E 差止の対象となる製品又は技術（技術分野、標準技術であるか、回避可能な技術であるか）
- F 差止の対象となる製品又は技術に対する当該特許の寄与（製品の価格に対する割合が小さい、コア技術ではない等）
- G 差止請求権を認めなかった場合に、原告である特許権者が回復不能な損害を被るかどうか¹
- H 金銭的賠償でその損害を補償するのに不適切かどうか²
- I 差止請求権を認めた場合に、原告の受ける利益と被告の受ける不利益のバランスはどうか³
- J 差止請求権を認めた場合に、公益への影響はどうか⁴
- K 特許権者の権利行使が反競争的であるか
- L 支払が命じられる損害賠償金の額（懲罰的な賠償が認められる等、差止めを認めるまでもなく原告と被告との不利益の均衡

¹ 米国 eBay 事件判決において考慮された 4 要素の 1 つである。

² 米国 eBay 事件判決において考慮された 4 要素の 1 つである。

³ 米国 eBay 事件判決において考慮された 4 要素の 1 つである。

⁴ 米国 eBay 事件判決において考慮された 4 要素の 1 つである。

が取れているか)

- M 特許権の存続期間 (存続期間がどのくらい残っているか)
- N 上記A～M以外の要素(具体的に記載してください)

(チェックを入れた要素について、裁判例の判旨を説明してください)

Q 2-3-2 (裁判例 2)

Q 2-3-1 で挙げた要素を考慮して差止めを認めるべきではないと被告が主張したものの、そのような主張が認められず、最終的に差止めが命じられた裁判例で、考慮された要素についてにチェックを入れてください。

- A 特許権者の請求が基づいている特許権の価値に比して、特許権者が実質的に得ようとしている利益が多い
- B 特許権者の特許発明実施状況 (製造業者かどうか、特許発明を実施しているか、競合製品を販売しているか、ライセンス供与をしているか、適正な条件でのライセンス供与の意思があるかどうか等)
- C 特許権者の主観的態様 (差止請求の目的 (金銭的賠償目的又は加害目的) 等)
- D 侵害者の主観的態様 (特許権侵害についての故意又は過失)
- E 差止の対象となる製品又は技術 (技術分野、標準技術であるか、回避可能な技術であるか)
- F 差止の対象となる製品又は技術に対する当該特許の寄与 (製品の価格に対する割合が小さい、コア技術ではない等)
- G 差止請求権を認めなかった場合に、原告である特許権者が回復不能な損害を被るかどうか⁵
- H 金銭的賠償でその損害を補償するのに不適切かどうか⁶
- I 差止請求権を認めた場合に、原告の受ける利益と被告の受ける不利益のバランスはどうか⁷
- J 差止請求権を認めた場合に、公益への影響はどうか⁸
- K 特許権者の権利行使が反競争的であるか
- L 支払が命じられる損害賠償金の額 (懲罰的な賠償が認められる等、差止めを認めるまでもなく原告と被告との不利益の均衡が取れているか)
- M 特許権の存続期間 (存続期間がどのくらい残っているか)
- N 上記A～M以外の要素(具体的に記載してください)

⁵ 米国 eBay 事件判決において考慮された 4 要素の 1 つである。

⁶ 米国 eBay 事件判決において考慮された 4 要素の 1 つである。

⁷ 米国 eBay 事件判決において考慮された 4 要素の 1 つである。

⁸ 米国 eBay 事件判決において考慮された 4 要素の 1 つである。

(チェックを入れた要素について、裁判例の判旨を説明してください)

台湾の裁判所は主に、差止めの対象となる行為がなされたときに特許権侵害が成立するか否か、及び当該権利侵害行為が判決後も継続して行われる虞があるか否かを考量して、永久差止命令を発行するか否か(侵害排除)の判決根拠とします。よって、特許権侵害訴訟において、被告は権利侵害不成立をもって差止めを認めるべきでないとして主張する主な根拠としています。前掲選択肢 D に関する裁判例は以下の通りです：

(一) 台湾高等裁判所 94 年度智上字第 26 号民事判決：

被告は、「且つ試験目的のため衛生署に試作を申請した上原料薬ゲムシタビン(gemcitabine)を輸入したので、試験行為に属し、専利法の規定により免責を主張することができる。当該原料薬を輸入した後、それを主成分として臨床検査薬「Gems」を自らが研究開発し、原料薬ゲムシタビンの製造をしておらず、又、その原料薬を用いて臨床検査薬「Gems」を製造する方法は営業秘密であり、本件とは関係ない。よって、被上訴人の方法の発明によって製造された原料薬ゲムシタビンを製造しておらず、当然被上訴人の方法発明特許権を侵害していない。被上訴人は、その方法の発明に係る特許権の内容を、物の発明に係る特許権にまで拡張しようとしており、実に採るに足りない。被上訴人に損害賠償を請求されたが、「Gems」は試験段階であり、販売によって利益を得ていないので、当然被上訴人に如何なる損害を生じさせることがない」と抗弁しており、主として権利侵害故意がないことについて抗弁を行っている。

(二) 台湾台中地方裁判所 94 年度智字第 5 号民事判決：

被告は、「原告は、本件訴訟を提起する前に、口頭又は書面をもって係争特許を侵害してはならない旨を被告に要請しておらず、係争特許に係る技術評価書を被告に提示して警告をしておらず、更に、専利法第 108 条により第 79 条の規定を準用して特許の物品又はその包装に特許証書の番号を表示していることを立証して証明せずに本件訴訟を提起したので、専利法第 104 条の規定に符合せず、当然法に適合しない」と抗弁しており、特許権者は専利法の規定により特許の物品又はその包装に特許表示を付していないので、被告は当該物品が特許物品だと知らず、その係争特許を侵害した行為に故意又は過失がない、と主張している。

(三) 台湾高等裁判所 95 年度智上字第 33 号民事判決：

被上訴人は、「本件「CL- P0025」、「A4007」、「A4008」、「A1899」商品は、何れも被上訴人曜越会社が自らの技術により設計・開発・製造したもので、自家ブランドとして世界各国で販売されており、主観的には上訴人又は他人の権益を侵害した故意又は過失がない。更に、上訴人は、法により特許の物品に特許証書の番号を表示していない、又は証拠

保全の請求若しくは起訴する前に、特許を提示して告知を行っていないため、係争特許は既に出願公開がされている云々と述べ、勝手に被上訴人に係争特許公告を検索・閲覧する義務を課すことなどできない。」と抗弁している。

Q 2-4 (差止請求を認めない可能性)⁹

Q 2-3-1 において、差止請求を認めなかった裁判例は無いとしても、差止請求を否定する法律上の主張があれば、その根拠を含めて説明してください。

知的財産案件審理細則第 37 条第 3 項及び第 4 項に、「裁判所は仮の地位を定める処分の申立てを審理するにあたり、保全の必要性につき、申立人の将来の勝訴の可能性、申立ての許可又は却下が申立人又は相手方に補償できない損害を与えるか否かを斟酌し、更に双方の損害の程度及び公衆の利益への影響を比較判断しなければならない」、「前項に述べる将来の勝訴の可能性とは、当事者が知的財産権に取り消し又は廃止すべき理由があると主張又は抗弁し、且つ相当な立証を行い、裁判所が、取り消し又は廃止する可能性が相当高いと認めたとき、知的財産権者に不利な裁定を下さなければならない」と定めている。よって、暫定的な差止請求につき、裁判所は、「申立人の将来の勝訴の可能性」、「申立ての許可又は却下は申立人又は相手方に補償できない損害を与えるか否かを斟酌し」、「双方の損害の程度」、及び「公衆の利益への影響」等要素を暫定的な状態を定める処分を許可するか否かを定める根拠とすることができま

Q 3-1 (裁判例)

差止めを否定し、かつ、将来に向かって金銭的賠償（補償）の支払いを命じた裁判例はありますか。あれば、その概要を説明してください。

はい（以下に説明してください） いいえ

Q 3-2-1 (将来の損害賠償請求)

特許権に対する侵害が継続しているか又は継続するおそれがある場合に、特許権者が将来の損害賠償を請求することは可能ですか。可能であれば、その法的根拠（条文又は裁判例など）と共に説明してください。

はい（以下に説明してください） いいえ

⁹ 論者によって、見解が異なるものと認識しています。私的な意見である場合には、その旨を明記してください。

Q 3-2-2 (差止めに代わる将来の損害賠償)

裁判所(法院)は、台湾特許法第84条に基づく差止めを否定して、将来に向かつての金銭的賠償(補償)の支払いを命じることはできますか。その根拠(条文、裁判例など)と共に説明してください。

はい(以下に説明してください) Q 3-3に進んでください いいえ

Q 3-3 (将来の損害賠償の算定基準)

裁判所(法院)が、将来の金銭的賠償(補償)の支払いを命じることができる場合、算定の例及び基準があれば、説明してください。

Q 3-4 (強制実施との関係)

侵害訴訟の係争中に、台湾特許法第76条に基づく強制実施許諾に関する申し立てをすることができますか。

可能 不可能

台湾専利法第76条に、「国家の緊急事態に対応し、若しくは公益を増進するための非営利目的の使用、又は請求人が合理的な商業上の条件を提示したにもかかわらず、相当な期間を経てなお実施許諾について協議が不成立の場合、特許所管機関は請求により、特許権の強制実施を許可することができる。その実施は専ら国内市場の需要に供給するためのものでなければならない。但し、半導体技術に係わる特許発明について強制実施を請求するときは公益の増進を目的とする非営利的使用に限る。

特許権者が競争制限又は不正競争により受けた裁判所の判決又は行政院公平交易委員会の処分が確定したときは、前項の事由がない場合であっても、特許所管機関は請求により、当該出願人に特許権の強制実施を許可することができる。特許所管機関が強制実施の請求書が受理した後、当該請求書の副本をその請求に係わる特許権者に送達し、3ヶ月以内に答弁をさせなければならない。期限が満了して答弁をしなかったときは、直ちにこれを処理することができる。

特許権の強制実施は他人が同一の発明に係わる特許権について実施権を取得することを妨げない。

強制実施権者は特許権者に適当な補償金を支払わなければならない。紛争があるときは、特許所管機関がこれを裁定する。

強制実施権は、強制実施に関する営業と共に移転し、譲渡し、信託し、相続し、許諾し又は質権の設定をしなければならない。

特許実施の原因が消滅したときは、特許所管機関は請求によりその強制実施を廃止することができる。」と定めています。

前述条文内容をまとめて見ると、侵害訴訟が係属しているか否かは、強制実施を許可するかを決める要件ではないので、侵害訴訟が係争中であっても、なお台湾特許法第76条に基づく強制実施許諾に関する申し立てをすることができます。

Q 4 - 1 (TRIPS 協定 1)

差止請求について、TRIPS 協定との関係について言及した裁判例はありますか。あれば、その概要を説明してください。

はい (以下に説明してください)

いいえ

台湾高等裁判所民事裁定 95 年度抗字第 1496 号(以下は判決の摘要である)

「調べると、世界貿易機関 (WTO) は、知的財産権の保護につき、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Trade Related Aspect of Intellectual Property Rights、以下 TRIPS という)」を定めており、TRIPS 第 1 条の規定によると、WTO 加盟国全体は、一律で該協定の内容に従わなければならない、フランス及び台湾は前後にして 1995 年 1 月 1 日、2002 年 1 月 1 日に世界貿易機関へ加入したので、当然 TRIPS 協定の内容を遵守することを要します。TRIPS 第 42 条には、「加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法救済手続を権利者に提供する。(Members shall make available to right holders civil judicial procedures concerning the enforcement of any intellectual property right covered by this Agreement.)」(原裁判所の訴訟記録 30 頁から 48 頁までの声証 30 参照)と定めており、そして TRIPS 第 1 条及び第 27 条の規定によると、特許権は該協定が列した知的財産権の分野にも含まれているので、前述 TRIPS の規定により、フランスは当然台湾国民にフランスにおいて特許訴訟を提起する権利を与えなければなりません。前述協定により、相手方は当然台湾で特許訴訟を提起することも、本件につき暫定的な差止請求を申立てることもできます。」

この判決では、TRIPS 協定により他の加盟国の国民が台湾において特許訴訟を提起して、暫定的な差止請求を申立てることができるかと認めております。

Q 4 - 2 (TRIPS 協定 2)

特許権侵害 (またはそのおそれ) があるにもかかわらず裁判所 (法院) が差

止めを命じないことは TRIPS 協定に違反すると特許権者が主張したものの、そのような主張が認められず、差止めを裁判所が命じなかった裁判例はありますか。あれば、その概要を説明してください。

はい (以下に説明してください)

いいえ

この類の判決はありません。

Q 4 - 3 (TRIPS 協定 3)

特許権に対する侵害が継続しているか又は継続するおそれがあるにもかかわらず、差止請求が認められない場合があるとき、TRIPS 協定と国内法との関係について言及した論文 (論文、その他の資料及びその概要) はありますか。あれば、その概要を説明してください。

はい (以下に説明してください)

いいえ

Q 5 (統計データ)

2005~2009 年における、年ごとの特許侵害訴訟の統計データ (特許侵害訴訟の件数、特許権者の勝訴率、和解率) を提供してください。

公表されたデータがある場合には、そのデータを提供してください。Web 上から入手可能な場合は、入手方法も示してください。

公表されたデータが無い場合、公表された数値等から、貴所で集計可能なものを示してください。

特許権案の終結件数

2005 年 178 件 (一審) 57 件 (二審)

2006 年 273 件 (一審) 68 件 (二審)

2007 年 189 件 (一審) 75 件 (二審)

2008 年 239 件 (一審) 56 件 (二審)

2009 年 180 件 (一審) 28 件 (二審)

<http://www.judicial.gov.tw/juds/index1.htm>

http://ipc.judicial.gov.tw/ipr_internet/index.php?option=com_content&task=view&id=523&Itemid=99999999

民事一審訴訟事件勝訴終結率の比較

項目別		勝訴率	終結件数	勝訴件数		
				合計	勝訴	勝敗半々
民事一審訴訟	合計	8.29	434	36.0	16	40
	著作	11.70	94	11.0	4	14

	特許	4.51	255	11.	5	13
	商標	20.34	59	12.0	6	12
	その他	5.77	26	1.5	1	1
注：1. 勝訴件数=勝訴+(勝敗半々/2)						
2. 勝訴率=勝訴件数/終結件数*100						

2010年9月25日付け特許有効性認定基準セミナーの書面資料を参考

民事二審訴訟事件破棄終結率の比較

項目別		破棄率	終結件数	廃棄件数		
				合計	全部	一部
民事二審訴訟	合計	13.09	233	30.5	14	33
	著作	8.20	61	5.0	0	10
	特許	11.02	118	13.0	8	10
	商標	26.09	46	12.0	6	12
	その他	6.25	8	0.5	0	1

注：1. 破棄件数=全部破棄+(一部破棄/2)

2. 破棄率=破棄件数/終結件数*100

2010年9月25日付け特許有効性認定基準セミナーの書面資料を参考

なお、和解率及び和解率に係わる資料はありません。

Q6-1 (法律案等の有無)

差止請求権の制限について、政府により検討されたことはありますか。報告書や法律案が公表されているならば、現物を添付すると共にその概要を説明してください。

はい (以下に説明してください)

いいえ

1. 智慧財産訴訟新紀元-智慧財産案件審理法評析 (2009年5月出版)

この本の第五章では、保全手続の特色、その知的財産案件における特別性、債務人の反撃措置を含み、知的財産権の保全手続につき完全に紹介しています。その内、仮の地位を定める仮処分の部分で、台湾法の沿革、仮の地位を定める仮処分の許可の単なる形式認定から審理の本案化へにつき紹介しているほか、米国の類似する制度も紹介しています。仮の地位を定める仮処分がどのように付随性、迅速性と両当事者利益の考量の中でバランスを取るかにつき論じています。

2. 台湾模倣対策マニュアル別冊-特許訴訟を主題とした知的財産案件の民事訴

訟プロセス（2009年3月）

本報告は、知的財産権を巡る民事訴訟プロセスにおける仮の地位を定める処分に関して、処分の要件、本案不提起による保全取消、管轄に関する取り決めなどを紹介しています。新法は保全命令の規範に関して、主に審理法第22条で規定しています。最も重要なのは、「仮の地位を定める処分の本案化」が確立されたことです。しかし、新法施行後も、本案化の境界線がどこにあるのか、保全手続きと本案訴訟が同一の争点を重複して審理する事態をいかに回避するか、仮の地位を定める処分の暫時性・付随性・迅速性をいかに確保するかといった重要な課題が残されています。また、新法は、申立者による権利の濫用を防ぐために審理の慎重化が図られており、日本企業にとっては、「(債権者として)申立ての意義の低下」と「(債務者として)仮処分命令が出されるリスクの低減」という両面的な意義を有するものとなっている。」

3. 經濟部培訓科技背景跨領域高級人才計畫 96 年海外培訓成果發表會：由聯邦最高法院最近判例透析美國對專利制度的變革—兼論我國的專利改革

本報告は、主に米国のいくつか重要な判決を上げて、米国ここ数年の特許制度の変化、及び台湾特許制度への影響を簡潔に紹介しています。その内、仮の地位を定める処分の部分には、有名な eBay 案が米国特許制度に対する影響、及びその台湾特許制度への影響を述べています。仮の地位を定める処分の本案化のトレンドは、台湾業者にとって、その特許権者又は潜在的権利侵害者としてのスタンスが異なるため、どんな可能な影響を持たすかにつき分析しています。

Q 6 - 2 (論文の有無)

差止請求の制限に関する論文はありますか。現物を添付すると共にその概要を説明してください。また、その著者がどのような方なのかの概要も説明してください。

はい (以下に説明してください)

いいえ

宋皇志、我国專利侵權訴訟の実証研究、科技法学評論 3 卷 2 期、頁 249-282 (2006 年 10 月)。

2. 李榮珠、智慧財產權案件定暫時狀態処分の研究—以專利侵權審理程序為中心—、東吳大學碩士論文。(2009 年)

3. 吳家穎、專利事件定暫時狀態処分の研究、台灣大學碩士論文。(2007 年)

4. 林尚諭、米國永久差止請求命令の許可から台灣法における特許權利侵害案件の民事救済を論じる、147 期、頁 17-22。(2006 年)

5. 黃宣輔、從比較法觀點探討我國專利侵權訴訟定暫時狀態処分の審理—以美國法制為對照、台灣大學碩士論文。(2008 年)

6. 馮浩庭、暫時性禁制令看我國定暫時狀態の仮処分—以專利侵權爭議為例、政大智慧財產評論、2 卷 1 期、頁 117-140 (2004 年 4 月)。

7. 馮震宇、司法實務看台灣專利案件の仮処分救済、月旦法学雜誌 109 期、頁 9-35

(2004年6月)。

8. 葉国良、専利訴訟の定暫時状態処分救済、交通大學碩士論文。(2006年)

9. 盧佳德、専利排他権の研究-以美国専利案件永久禁制令の核発为中心、交通大學碩士論文。(2007年)

(著作者名の書き順で列せられる)

Q 6 - 3 (団体からの意見)

差止請求権に関して、団体(例えば、弁護士会、産業界団体など)からの意見等がありますか。意見等が公表されているならば、入手方法と共にその概要を説明してください。また、その団体がどのような団体なのかの概要も説明してください。

はい (以下に説明してください)

いいえ

Q 7 (裁判例の一覧)

本調査において引用した裁判例の一覧(その事件概要を含む)を作成してください。また、裁判例の全文を添付してください。

1. 台湾高等裁判所民事判決 94年度智上字第 26号
2. 台湾台中地方裁判所民事判決 94年度智字第 5号
3. 台湾高等裁判所民事判決 95年度智上字第 33号
(判決全文は別紙をご参照下さい)

禁 無 断 転 載

平成 22 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

権利行使態様の多様化を踏まえた特許権の
効力の在り方に関する調査研究報告書

平成 23 年 2 月

請負先 財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 1 1 番地

精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp